

令和5年度検査結果について

令和6年5月
関東東北産業保安監督部

令和5年度に実施した立入検査等の結果について

保安検査等の結果

1. 令和5年度の保安検査等の実施

- 35鉱山に対し保安検査等を実施。 → 改善すべき事項として指摘した項目の主なものは以下のとおり。
- 保安検査時には、平成30年度に見直された鉱山保安マネジメントシステムの判定方法についても説明を行うとともに、各鉱山による、同判定方法を用いたセルフチェック結果を基に意見交換を実施。

◎令和5年度の指摘事項

1. 現況調査に関すること。

- 現況調査が不十分であった事例が複数の鉱山で確認された。(法18条)

2. 施設等の巡視及び点検に関すること

- ナンバー無し自動車について定められた頻度で点検がされていなかった事例が複数の鉱山で確認された。
- 電気工作物に関して定期点検等で指摘された事項に対する改善が確認できない事例があった。

3. その他(参考として過去指摘事項から編集)

- PCB含有電気工作物の有無について再確認し、期限内に適正な処理をしてください。
→ 高濃度PCB含有電気工作物の処理期限は令和4年3月末に迎えましたが、低濃度PCB廃棄物についても令和9年3月末までになっていますので、期限内に適正に処理するようにしてください。

令和5年度に実施した立入検査等の結果について

保安検査等の結果

2. 令和5年度の鉱害等検査、その他検査の実施

○ 23鉱山に対し検査を実施。 → 改善すべき事項として指摘した項目の主なものは以下のとおり。

◎令和5年度の指摘事項

1. 特定施設の工事計画に関すること。

- 特定施設が届出された工事計画の内容と相違している。(法13条1項)
- 特定施設が使用前検査を実施することなく使用されていた。(規則32条)
- 特定施設の廃止について届出されていない。(規則33条)
- 特定施設の変更事項が報告することなく使用されていた。(規則46条2項)

2. 施業案の変更に伴う現況調査に関すること。

- 事業を休止に伴う現況調査が実施されていなかった。(規則36条)

3. 集積場の維持管理に関すること。

- 場内排水路が集積物により埋没していた。(技省令33条)